

## 第96回小笠原諸島振興開発審議会

令和元年5月24日

【徳田補佐】 定刻となりましたので、始めさせていただきます。本日はお忙しい中、ご出席いただき、まことにありがとうございます。

本日は、小笠原諸島振興開発審議会委員14名のうち11名のご出席をいただいております。過半数のご出席をいただき、定足数を満たしておりますので、ただいまから96回小笠原諸島振興開発審議会を開会いたします。

初めに、資料の確認をお願いいたします。お手元に配付資料一覧がございますので、ご確認願います。配席図がありまして、式次第、その後、配布資料一覧となっております。まず、資料1が委員名簿でございます。資料2が小笠原諸島の振興開発について、昨年度取りまとめられました意見具申になります。それから、小笠原措置法の概要になります。資料3-2が小笠原措置法。それから、資料3（参考）で新旧対照表をつけさせております。資料4-1が国会審議の附帯決議になりまして、衆議院と、資料4-2が参議院になっております。資料5のほうは31年度の振興開発予算になっております。それから、資料6-1が基本方針の概要、資料6-2が基本方針（案）、資料6-3が新旧対照表。それから、資料7-1が平成30年度の振興開発に関して講じた施策。それから、資料7-2が同じく東京都の目標設定状況と進捗状況となっております。

不足等がございましたら、事務局までお知らせいただきますようお願いいたします。大丈夫でしょうか。

それでは、議事に先立ちまして、牧野副大臣よりご挨拶がございます。よろしく願いいたします。

【牧野副大臣】 皆様、お疲れさまでございます。国土交通副大臣の牧野京夫でございます。

小笠原諸島振興開発審議会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、平素より、小笠原諸島の振興開発に大変貴重なご意見を賜り、厚く御礼を申し上げます。

政府におきましては、昨年8月に当審議会に取りまとめていただきました意見具申を踏まえ、小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（案）を今国会に提出し、3月29日に成立をいただきました。本日は、この改正法に基づく新たな基本方針（案）に

ついてご審議をお願いいたします。

小笠原諸島は、米軍の軍政下からの復帰、また、本土から1,000キロ以上離れた遠隔の諸島であることなどから、さまざまな特殊事情がございますが、これまでの振興開発の取組によって港湾等のインフラ整備が着実に進んでまいりました。しかしながら、依然として医療、福祉などの生活面で本土と大きな隔たりがあり、また、インフラの老朽化や災害に対する備え、それから、小笠原固有の動植物の保護などの諸課題がございます。このため、生活環境の整備や産業の振興による定住の促進や交通アクセスの改善、さらには世界自然遺産に登録されている自然環境の保全などに、ハード、ソフトの両面から取り組んでいくことが重要と考えております。

国土交通省といたしましては、本日のご審議を踏まえて速やかに基本方針を策定し、関係機関と連携しながら、引き続き小笠原諸島振興開発に尽力してまいります。

余談でございますけれども、実は私、地元が、小笠原村と、原生林保全地域は日本に5カ所しかありませんが、その関係で友好提携を結ばせていただいて、森下村長さんには大変お世話になっておりますので、たまたまこういう役目になりましたので、私もできることを一生懸命やらせていただきたいと思いますと思っております。

今後とも委員の皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。どうかよろしくようお願い申し上げます。

**【徳田補佐】** どうもありがとうございました。

牧野副大臣におかれましては、この後も公務がございますので、ここで退席となります。

(牧野副大臣退室)

**【徳田補佐】** それでは、これ以降は菊地会長に議事進行をお願いしたいと思います。  
菊地会長、よろしくお願いいたします。

**【菊地会長】** 今年も会長を務めさせていただく菊地です。よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めたいと思いますが、議事を進める前に、本日欠席の小池都知事に代わりまして、東京都を代表して多羅尾副知事からご発言の申し出をいただいております。

多羅尾副知事、よろしくお願いいたします。

**【多羅尾副知事】** 東京都副知事の多羅尾でございます。

都知事にかわりまして一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方、国土交通省をはじめとする関係省庁の皆様方におかれましては、小笠原諸島振興開発特別措置法の延長等につきまして多大なるご尽力を賜り、まことにありがと

うございます。

昨年度、当審議会では3回にわたり熱心なご審議をいただき、小笠原諸島の振興開発のためにさまざまな観点から意見具申をまとめていただきました。おかげさまで特別措置法の延長等につきましては、国会審議におきまして全会一致で可決、成立し、本年4月から施行されております。都といたしましても、法律の趣旨を踏まえ、小笠原村のご意見の反映に努めながら、小笠原諸島振興開発計画の策定に取り組んでまいり所存でございます。

小笠原諸島は、もうご案内のとおりでございますが、本土との交通アクセスの改善や返還当初に建設された施設の更新、生活基盤の整備、島内産業の活性化など、依然として多くの課題を残しております。また、貴重な自然環境の保護と適正な利用の両立を図り、地域の発展に寄与するエコツーリズムを推進するとともに、南海トラフ地震等に備えた新たな防災計画の強化を図るなど、地域の総意による自立的発展に向け、引き続き取り組みを進める必要がございます。このため、都といたしましても、小笠原村とともに国のご支援をいただきながら、今後とも課題を解決し、同諸島のさらなる振興に取り組んでまいりたいと考えております。

委員の皆様方並びに国土交通省をはじめとする関係省庁の皆様方に一層のご指導とご協力をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

**【菊地会長】** どうもありがとうございました。

続きまして、小笠原村を代表して森下村長からもご発言の申し出をいただいております。森下村長、お願いいたします。

**【森下委員】** 村長の森下でございます。

発言の機会をいただきましてまことにありがとうございます。地元を代表しまして一言ご挨拶を申し上げます。

日ごろより、菊地会長をはじめとして委員の皆様方、また、国土交通省並びに東京都の皆様方におかれましては、小笠原諸島の振興開発につきまして格別のご支援、ご協力を賜り、心より感謝を申し上げます。

また、小笠原諸島振興開発特別措置法の改正、延長につきましては、皆様方のご尽力により、去る3月29日、国会におきまして全会一致により可決をいただきました。村民を代表しまして重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

また、ご報告でございますけれども、昨年から続いておりました本村の渇水状況につき

ましては、5月上旬の降雨により、父島、母島ともダムの貯水率が100%に回復いたしまして無事湧水が解消されました。長きにわたり関係機関、関係者の皆様にはご心配をおかけし、また、多くのご支援を賜りました。この場をおかりしましてご報告させていただきますとともに関係者の皆様に重ねて御礼を申し上げます。

さて、本日の審議会では、小笠原諸島の振興開発基本方針について審議をされますが、私ども小笠原村は、この基本方針と、本日、皆様からいただきますご意見等を踏まえ、東京都とともに振興開発計画を策定することとなります。小笠原村としましては、昨年、返還50周年を経て、今後の50年を見据えながら、時代や取り巻く環境の変化の中で地元の創意工夫や村民の積極的な参加のもと、地元が主体となった村づくりを進めてまいり所存でございます。

委員の皆様方には忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げますとともに、今後とも変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【菊地会長】 どうもありがとうございました。

多羅尾副知事におかれましては、この後、所用があるとのことですので、退席させていただきます。

(多羅尾副知事退室)

【菊地会長】 それでは、早速議事を進めたいと思います。本日の議事は、次第にありますように、小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正について、それから、小笠原諸島振興開発基本方針（案）について、そして、平成30年度に小笠原諸島の振興開発に関して講じた施策について、そして、その他でございます。

それでは、議事1として、小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正についての報告と、議事2、小笠原諸島振興開発基本方針（案）について、審議を続けてお願いしたいと思います。

先ほど牧野副大臣の挨拶にもありましたように、3月29日に小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律が可決、成立し、翌30日に公布されました。これを受け、改正後の法律第5条第1項に基づき、小笠原諸島振興開発基本方針を新たに定める必要があります。この基本方針を定めるに当たりまして、同第4項の規定に基づき、あらかじめ当審議会において審議をしなければならないとされているということでございます。今回、作成された基本方針の案について、この場で審議をしたいと思っております。

では、議論に先立ちまして、最初に法律の一部改正などについて事務局より説明していただいた後、小笠原諸島振興開発基本方針（案）についてご説明していただきたいと思えます。

では、説明をよろしく願いいたします。

**【笹原振興官】**

それでは、説明させていただきます。最初に、資料2でございますけれども、意見具申をいただきましてありがとうございます。これの4ページのところに、4、今後の小笠原諸島振興開発に向けてということで、引き続き、法的枠組みのもとで振興を積極的に推進していくべきだという意見具申を審議会のほうからいただきまして、これを受けまして私ども、法律を延長させていただくことができました。

資料3-1の1枚紙は、法律の概要でございます。

次は3-2でございます。これは法律の本文でございますけれども、今、会長からご説明のあったとおり、この法律の中にこの基本方針を定めること、それから、定めるに当たっては審議会の議を経ることということが定められてございます。そのほかに、この法律の中で税などについても一緒に定められているところでございます。

資料3は、新旧というふうに我々、呼んでいるものでございますけれども、法律の改正の内容は、期限が切れてしまう法律を5年間さらに延長させていただきます。審議会に意見をいただいたとおり、延長するというので5年間の延長ということでいただきました。

それから、資料4-1、4-2というのがついてございますけれども、これは国会のほうでご審議いただいて議決をいただいたときに、私どもに対して、附帯決議ということで行政府に対して国会のほうから、言われたものでございます。これは、衆議院と参議院と1つずつもらっております。

内容は似ているんですけども、衆議院のほうをご覧ください、4-1でございますが、1番のところの小笠原諸島の振興開発基本方針の策定に当たっては、地元の創意工夫が十分に発揮できるようにしなさい。それから、2番のところですが、定住の促進に資するため、医療・介護等生活環境の改善に向けた具体的かつ充実した施策が必要です。それから、3は奄美でございます。4のところ、小笠原諸島は、自然環境において極めて貴重です。振興開発に当たっては、自然環境の保護・保全、それからエコツーリズム等の自然環境の保護・保全と両立する持続的な観光振興ということを言われてございます。

それから、次のページ、5のところでございます。これは奄美もですけども、小笠原

のほう、特に航空路の話について、最後のところですが、小笠原諸島における航空路の開設を含め、必要となる取組に努めなさいというふうに言われております。それから、6のところですが、台風の常襲地帯でもありますし、南海トラフ地震ということも心配されますので、必要な防災・減災を推進しなさいと、このように言われたところでございます。

資料5は予算でございまして、昨年度に比べて若干の増ということでございます。必要な予算額は確保されているものと考えております。これで、従前からやっておりますけれども、基盤の整備ですとか、あと、診療所の運営をやらせていただいているものでございます。

それから、税、先ほど法律が通ったので、延長できましたというお話をしましたが、それが資料5の一番最後についているものでございまして、帰島者の方に対する特例措置というものの延長をすることができました。

法律は以上でございます。ありがとうございました。

続いて、基本方針のほうを説明します。

**【蹴揚企画調整官】** それでは、資料6-1、委員の皆様のお手元にはA3判でカラーでお配りさせていただいているかと思っております。この基本方針の概要に基づきましてご説明させていただきます。資料6-2のほうの基本方針の本文でございます。後ほど資料6-2、本文のほうで若干の補足をさせていただきたいと思っております。

まず、資料6-1、基本方針の概要でございます。法律上、基本方針において定めるべき事項というのは定められておりますけれども、それに従って私ども、向こう5カ年の基本方針（案）を作成したところでございます。

まず、振興開発の意義、左側の上のところでございます。小笠原諸島は、我が国の排他的経済水域の約3割を確保しており、この地域で住民が暮らしていることが我が国の安全の確保や排他的経済水域の保全、自然環境の保全・再生や文化の継承等の役割を果たしていくこととなるため、その自立的発展ですとか、定住の促進を図ることが重要であるとさせていただきます。

続きまして、その下の振興開発施策の方向でございます。基本方針におきましては、この向こう5カ年の方向のところは最も重要なパートになるかと思っております。

3点で整理させていただいておりますけれども、1点目といたしましては、生活環境の整備・産業の振興による定住の促進でございます。内容といたしましては、復帰50年を経て、高齢化の進展を踏まえた保健、福祉及び医療の充実。また、次の項目といたしまし

では、若い世代の定住促進に向けた住宅の確保や、先ほど森下委員からも湧水の問題がございましたけれども、簡易水道、また、学校施設等の老朽化対策、災害対策等を含めた社会資本の整備等に取り組むとしております。その次でございますけれども、農業、漁業の振興を図るとともにエコツーリズム等の地域資源を生かした観光振興により、雇用機会を確保するというので、1点目の柱のところをまとめさせていただいております。

2点目の柱が、小笠原諸島内外の交通アクセスの整備による利便性の確保でございます。こちらの内容につきましては、これも3点記載させていただいておりますが、唯一の交通手段である定期船「おがさわら丸」及び父島と母島を結ぶ「ははじま丸」について、その安定的な運航の確保に向けた港湾施設等の整備を推進する。次に、島内道路等の整備により島内交通の利便性の向上を図る。3点目としましては、航空路に関して、地元の意見や自然環境との調和に十分配慮しつつ、航空路の開設を含め、必要となる取組に努めると整理させていただいております。

最後の3点目の柱が、世界自然遺産登録を踏まえた自然環境の保全・再生でございます。この点につきましては、平成23年に世界自然遺産登録をされているところでございますが、このことを踏まえた外来種対策や開発における適切な環境配慮等の取組を進めるということと、次に、住民や観光客に対して、貴重な自然環境の継承を図るため、教育・普及啓発活動の充実に取り組むということを記載させていただいております。また、最後の点といたしましては、世界自然遺産としての知名度を活用して、そのことを国の内外に発信していく。こういった内容で3点目の柱を整理させていただいているところでございます。

続きまして、右側の緑の部分、小笠原諸島の振興開発を図るための基本的事項ですが、1番の土地の利用に関する基本的な事項から、一番下の17番、帰島を希望する旧島民の帰島の促進に関する基本的な事項まで、17項目を整理させていただいております。この中で重要なポイントに関しましては幾つか特出しして記載させていただいているところでございます。

まず2番のところでございますが、航空路の開設に関して、国は東京都と小笠原村との連携を強化し、情報の共有に努め、技術面での助言を行うなど必要となる取組に努めると、国会での附帯決議を踏まえた記載とさせていただいております。

続きまして、5番のところ、住宅ですけれども、関係機関の連携のもと、定住者の住宅確保に向けた取組を推進するということに記載させていただいております。

また、9番のところでございますけれども、希少動植物の保護、海岸漂着物の処理、外

来種の防除、国立公園の適正な保全及び利用を推進していくということを記載しております。

13番、観光の部分でございますけれども、自然環境や戦跡等の地域資源を生かしたエコツーリズム及びエコツアーガイド制度の推進や、ガイドの育成に向けた取組を推進するということで、昨年いただきました附帯決議を踏まえた形で記載させていただいております。

最後、17番目のところでございます。帰島阻害要因等の把握に引き続き努めるということで、昨年度も私ども、アンケートで意向調査をやったところですが、こうした取組を引き続き進めてまいりたいと考えております。

以上が、基本方針（案）のポイントとなる部分でございます。

続きまして、若干の補足をさせていただきますので、基本方針の本文になります資料6-2のほうをご覧くださいと思います。

1枚おめくりいただきますと、目次で、ただいまご説明したような項目が並んでおります。

先ほどの概要の中では触れておりませんでしたけれども、2ページをご覧くださいますと序文というものがついてございます。「振興開発の意義」の前に、まず、序文として、これまでの小笠原諸島の歴史的経緯ですとか諸課題など基本方針の背景となる部分につきまして記載させていただいた上で、特別措置法の改正といったことについて記載させていただいているところでございます。

その後の「振興開発の意義」からのところは説明が重複いたしますので、割愛させていただきます。ご覧くださいたいのは最後の9ページでございます。概要のところ記載がございませぬけれども、ローマ数字のIV、「小笠原諸島の振興開発に関するその他の事項」ということを記載させていただいております。その他の事項といたしまして、前段では成果目標の設定とそのフォローアップということを書かせていただいております。また、後段におきましては、昨年の当審議会の意見具申でも述べられておりましたように、「小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律」が効力を有しているということから、まずはその実態を把握し、課題を抽出するといったことを記載させていただいております。

基本方針の内容については以上でございます。なお、事務局から1点補足といたしまして、本日ご欠席でございますが、竹林委員からこの基本方針（案）についてコメントをい

いただいておりますので、私のほうから代わってご紹介させていただきます。

航空路の開設に関してですけれども、現在の1,000メートルの滑走路という検討内容につきましては、技術的に慎重に検討する必要があるというコメントをいただいておりますので、この点はぜひ審議会の中でご紹介いただきたいと竹林委員から言付かっておりますので、ご紹介させていただきます。

基本方針につきましては、その後に新旧対照ということで6-3をつけてございますが、これは5年前のものとの比較対照ということでご覧いただければと思います。

基本方針についての説明は以上でございます。

【菊地会長】 どうもありがとうございました。

それでは、今説明がありました小笠原諸島振興開発基本方針（案）につきまして、皆様から意見、ご質問がありましたらお願いいたします。よろしく申し上げます。時間も限られていますので、ぜひどしどしと意見、質問をしていただければと思います。

じゃ、お願いします。

【渋井委員】 基本方針の資料6-3の新旧対照表に基づいて、ちょっとご意見を述べさせていただきます。

まず、新旧対照表の2ページの序文のところなんですけれども、序文のところでは最初の2行のところを持ってきたというのは非常にいいことだと思います。ここのところが小笠原の特性ということで、これを初めに持ってきていただいたということは非常に評価するのですが、その内容がちょっと欠けているんじゃないかなと。

3ページの左側の下を見ていただきたいのですが、「歴史的・社会的特殊事情とその役割」というところで書かれている、7千7百人の住民が小笠原に生活していたということと、軍属が残されたということがそっくり抜けているんですね。ですから、ここをぜひ抜かないで入れてもらいたいと思います。

確かに、昭和19年の強制疎開によって7千人が本土に引き揚げたということから、その人間が、その人口が小笠原に住んでいたんだということをうかがい知ることはできるわけですけれども、戦前に小笠原にも社会があったんだということは決して忘れないようにしていただきたいということで、「7千7百人の住民が生活していたが」という今までの部分のところをそのままそっくり復活していただきたいなど。それから、軍属を除いてということなんです、これは軍属、16歳から59歳までは残されたわけです。中には親子で引き裂かれたとか、夫婦で引き裂かれたとか、そういう悲惨な状況があるわけですか

ら、これは軍属を除いてという書き方ではなくて、軍属を残して約7千人の住民が本土に引き揚げることとなったというふうに書いていただきたいなと思います。これが第1点です。

すみません、3点について申し上げます。2点目が土地の問題なんですけれども、小笠原の返還以降、今年で51年目で、振興計画の着実な推進によって非常に振興、発展しているわけですが、ただ、残された最後の闇というか、影というものが農業と土地の問題だと思うんですね。

前回の基本方針の改定の中で、法律の改正で定住の促進ということが初めて出てきて、これは私、ほんとうに高く評価しているんですけれども、国境離島である小笠原を守るためには定住が絶対必要だと。そのために、産業の振興によって定住の促進を図ることが言われているわけで、小笠原において産業の振興というのは、農業、漁業、観光業、この3つだと思うんですね。この中で、漁業については、それなりに頑張っていて漁獲高も上がっていると思います。それから、観光業についてもそれなりに頑張っているけれども、「おがさわら丸」の輸送人員が900人弱とか、宿泊の施設が足りないとか、そういう制約があると思います。

そういう中で唯一、これからの伸びしろが一番あるのが農業だと思うんですね。戦前の小笠原の農地は、特に母島におきましては441ヘクタールもあったんですよ。現在は何と23ヘクタールです。戦前の5%しか農地、使われておりません。戦前の母島の写真を見ると、山の上のほうまで段々畑がある写真、よく皆さん、ご覧になっていると思うんですけれども、それだけ母島においては戦前、農業が盛んだったということで、使われていた農地が今は5%しか使われていないと。その結果、どういうことになったかといいますと、パッションフルーツですね、それからあと、ミニトマト、こういったものが需要がほんとうに多いにもかかわらず、生産力がそれに追いつかなくて買いたくても買えないという方が大勢おります。

それは、やはり戦前の農地が24年間の空白の中で現在ジャングル状態になっておりまして、農地が全然使えないというような状況があると思いますので、この7ページの右側の3のところ、「地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する基本的な事項」の中で、赤字の部分で「狭隘な農地での効率的な生産等に配慮しつつ」ということで、農地が狭いということを前提にされちゃっているんですね。

それから、その前の6ページのところで、「土地の利用に関する基本的な事項」の中で、

「農業経営等に必要土地を確保することが必要である」ということが述べられていて、農業の経営には土地が必要だというふうなことがここで言われているわけです。

そういったことを考えますと、3にするか1にするかは別にして、農地の拡大ということをぜひ入れていただきたいなと思っています。

確かに、小笠原の場合には、特賃権の問題とか、それから不在地主とか所有者不明の土地が非常に多いということで簡単に片づくような問題ではないと思いますけれども、このところはどうか工夫をして農地を拡大するというふうな努力規定を入れていただきたいなというふうに思います。

それから、最後、3番目ですが、新旧対照表の8ページの10の再生可能エネルギーのところなんですけれども、左側の前年度までのものは、上から2行目で、「日照条件や風況が良いところが多く」とありますね。今回の部分では、日照条件が残って、風況が消えているわけです。

確かに、小笠原村さんのほうでやっている再生可能エネルギーでは、太陽光発電に力を入れていくというようなことで現在やっておりますし、過去の調査でも、風力発電については、あまりポテンシャルがよくないというふうな結果が出ているということも聞いておりますが、今後の状況として、ぜひ、これは風力発電の可能性を残すためにも風況を削除する必要はないのではないかなと思います。風況が悪いという結果が出たのであれば、それは削除していいんですけれども、風況が悪いというような結果は出ていないと思うんです。具体的に、風力発電を導入するということについては、ポテンシャルが低いというようなことはいろいろな調査で言われているようなんですけれども、風況が悪いということは言われていないと思いますので、これはぜひ残していただきたいなと思います。

その後の9ページのほうでは、「さらに、新規技術の活用等その他のエネルギー対策を推進することにより」とちゃんと書かれているわけですから、これは将来の可能性として風況は残しておいていただきたいなと思います。

政府の、今年の国会で海域利用促進法という法律ができて、これは海洋再生可能エネルギーを、特に風力発電については、風力エネルギーに力を入れていこうというふうに国を挙げて昨年、法律がつくられているわけですから、これもそういったものを踏まえて風況を削除しないでいただきたいなと思います。

以上、3点です。よろしく申し上げます。

**【菊地会長】** どうもありがとうございました。

じゃ、今の質問、ご意見について何か対応はありますでしょうか。

【笹原振興官】 最初のお話ですが、「7千7百人」、これは、何か意図があってここを削除したということではございません。いろいろなところに重複したりしていることがございましたので、整理をした一環でございまして、特に、戦前に小笠原にコミュニティーがなかったとか、そういうことを書きたいとか、そういうことでは全くございませんので、ちょっと表現ぶりは工夫させていただいて対応したいと考えております。

それから、2つ目の農地の話ですが、ちょっと農地を拡大する余地があるのかどうかということについて今、定かに私ども、なかなかわからないんですけれども、というのは、戦前と違うというのは、世界遺産になっていて、山の上のほうまで母島は今、農地、多分なかなかできないだろうと思うんですね。むしろ、村のほうでも、都のほうでも世界遺産ということをやっていますので、そこはむしろ、もし何かご意見があれば言っていただければなど。その上で表現の工夫ということを委員からおっしゃられましたので、ということかなと思ってございます。

それから、3つ目の風況の話は、風況がいい悪いという話についても、別にこれも特段風況が悪いということを我々は聞いたわけではございません。後ろに太陽光発電ということの例示を出してございますので、風況も、「といった」というところに入っているというふうにしているものでございまして、この辺も地元のご意向なんかも確認していただければなというふうに思っています。

【森下委員】 まず、農地の件ですが、現実に我々行政をつかさどっている者として、委員の皆様にも知っていただきたいことが幾つかあります。今、渋井委員の、戦前の状態も含めて返還からの経緯というものを言っていたいただきましたが、思い起こしていただきたいのですが、当時、人が住み、農地として使っていたところ、それが返還後、1つは国立公園に指定されて使えなくなった地域というのもございます。

それと何度も、私自身が母島出身なので言いやすいということもあるので、ご披露してありますけれども、母島の北村、今、集落地域になっていません。600人ぐらいが住んでいたわけですよ。あそこにも、渋井委員もよくご存じのとおり、段々畑でものすごく農業もやっていました。そういう返還後の中で、不在地主という問題だけではなくて、戦前と変わってきた状況があるということは皆さんにもご認識いただくとともに、詳細を調べれば相当出ると思っていますので、これはまずお願いしたいと思います。渋井委員のご指摘があったことに合わせてですね。その上で、活用できるところが有効に活用されていない

かどうかという議論になってくると思うんです。

返還後、東京都さんも一次産業の振興ということで、農業についても随分金額を投入しました。それが結局、後継者がいないとかいろいろな事情で、農地であったものが、ただ荒れ地になってしまっているとかそういうこともあるんですね。だから、そこは相当いろいろな調査をしっかりとやっていただくことで、渋井委員がおっしゃったようなことに少しでも近づいていく方策ができるんだと思います。アバウトに、戦前こうだったのに今というところでは、なかなか同じような数字は出てこないと思いますので、そこは国も含めて調査していただきたいなと思います。

それから、再生エネルギーにつきましては、これもきちっとした調査を、それこそ、ここで提言をいただければ、しなくてはと思うのですが、例えば航空路のことを思い出していただきたいんですけど、すぐ環境問題が出ますよね。ですから、例えばこの再生エネルギーも、景観上とか環境、森を破壊するとかいうことで、できないというものは、そのスケールとともに、まず、調査研究の前にぱっとイメージにございますよね。だから、そこはあらゆる可能性をもちろん潰さないということですが、その中からきちっとやっぱり現実的なものを見出していくということになるのではないのでしょうか。

我々、今日、村議会議員さんも来ていますけど、議会の中でもいろいろな議論が出るんですよ。だから、単体でエネルギーそのものを見ると、これがいいんじゃないか、あれがいいんじゃないかっていろいろな考えはあると思いますが、うちのような、地域の狭い島の中でそういうものをつくったときにどういうことになるんだろう。また今、農地でも苦労しているところ、そういうものが可能どころがどうあるんだろうかということに必ず現実的にはなっていくしますので、まず、方針の部分と、現実的にそれを考えていくという部分をきちっとここに併記をされるのが我々としては望ましいというふうに思います。

**【菊地会長】** どうもありがとうございました。

そのほか、この基本方針（案）について何か皆さん、ご意見ありますか。

**【中森委員】** 中森でございます。

1つだけ、航空路のことについてお尋ねしたいと思います。参議院の附帯決議がございしますが、この中で5番に、「航空路の開設を含め、必要となる取組に努めること」とはつきりとうたっていただいております。大変感謝しております。ただ、これは生活路というふうになっておりますけれども、私、実は防災という問題も大変必要な事項として申し上げて参りましたので、その文言をどこかに入れていただけたらより良いというふうに思い

ます。

そしてもう一つ、この基本事項のところでございますが、三角の黒印の2の「航空路の開設に関して」というところで「技術面での助言」という言葉が入っております。これが前面に出てきてしまいまして、「必要となる取組に努める」が薄まってしまいますので、この参議院の附帯決議のとおりの方が村の小笠原諸島の思いをしっかりと代弁するのではないかなど。しっかりとここで自分たちの意思表示をしておくことが、基本事項でございますので、大事ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

**【菊地会長】** いかがでしょうか。

**【笹原振興官】** ありがとうございます。

防災の話を決して軽視しているということではなくて、「生活路線」と書いている意味は、防災とか医療とかそういうことを含めた生活と、そういう趣旨で、我々としては、この中にむしろそういうことを込めたつもりであります。先生のご意向のとおりのもりでございます。

**【中森委員】** あまり伝わってこないから。

**【笹原振興官】** そこは、すみません。防災というのは、大事だというのはもちろん我々も重々わかっておりまして、そういうつもりでそういうふうに書いています。むしろ村民の皆さんとかの生活のためのものだということで「生活路線」というふうに書いています。要するに防災だけではなくて、医療ですとか、あと、物資ですとか、いろいろありますということでそういう表現にさせていただいています。

それから、「技術面での助言」というのは、従前から技術面の助言をやってきておりまして、「必要となる取組」の例示です。実際、委員の竹林先生のほうから技術的な課題が多々あるというコメントもいただいているところでしたので、例示させていただければなど。弱めるとか、そういうつもりは全くありませんので、それだけやるということでは決してございません。

**【中森委員】** それは、何となく弱くなっちゃうような感じがしないでもありませんね。

**【笹原振興官】** すみません。何をするかと問われたときに、まずは技術面の助言はやりますということございまして、何をいつからやるんだとか言われるとなかなか難しいところもございますので、まずはこういうところを書いています。決してそれだけやっておさめようとか、そういうことを思っているわけではございませんので、ご理解いただ

ければと思います。

【菊地会長】 ただ、航空路に関しては、以前のこの審議会から比べれば大分踏み込んだ表現というか、意思が出ているということで。あとは今、中森委員から言われたように、いろいろ言葉をちょっと工夫しながら、さらに我々のメッセージがダイレクトに伝わるような工夫というのがもし可能であれば、すればいいかなと思います。

【笹原振興官】 ありがとうございます。少し踏み込んだつもりなんですけど。まだ足りないとおっしゃられるとそうなのかもしれないのですがすみません。

【菊地会長】 そのほか、皆さんのほうからご意見、ご質問等ありますでしょうか。

【小林委員】 小林です。

全体的に基本方針の概要を見せていただいて、私が、特に専門がエコツーリズムということもあるので、今回は非常に言葉も内容も整理していただいて、すごくいいなと思います。特にポイントとして、農業、漁業といった地場の産業と連携して、エコツーリズム等の地域資源を生かした観光振興で雇用機会を確保する、あるいは、地域の観光消費額を上げることによって地域のお金が潤うというイメージが出ているのがいいと思います。

ですが、こちらの基本方針の文面なんですけれども、10ページを見ると、ここで使われている文言はどれも納得できますし、私的には「エコツーリズムを推進し」というのもいいですし、「自然環境の保護」とか、「両立する持続的な」というキーワードは入っているし、「エコツアーガイド制度の推進やガイドの育成に向けた取組」とか、全て網羅していただいているのはすごくいいんですけれども、「さらには農業と漁業との連携等を推進する」ではなくて、農業とか漁業の連携を通じてエコツーリズムを推進すると。だから、先に地場の産業があって、それを保全しながら、世界遺産になっているこの地域の資源をうまく活用した観光がその上にあるというイメージのほうが、より小笠原的ではないかなという気がいたします。

観光は、こういった地場の産業がうまく回っていて、それが観光資源にもなり、そして、来る人は、そこから生産されるパッションフルーツを楽しんだり、お魚を楽しんだりということで、地場の産業がうまく回っているところで観光が成り立っていくというイメージのほうがいいので、ここで使われている文言は何一つ文句ないんですけど、順番をちょっとひっくり返したほうがいいかなという感じが、いたしました。

以上です。

【菊地会長】 どうでしょうか。

【笹原振興官】 すみません、それも、何かちょっと舌足らずなところで、中森委員のお話と非常に似通っているのですが、そういう趣旨はございません。

【小林委員】 趣旨はすごくよくわかりますし、気持ちもわかるんですけど、何か言葉の並び方だけの問題だと思います。

【笹原振興官】 私ども、少し座長と相談させていただきながら、ちょっと考えさせていただきます。すみません。

【小林委員】 すみません。

【菊地会長】 多分、こういう文章というのは、順番を変えたりとか、どっちを先にするかによってちょっとニュアンスとか受け取り方が変わってくるので、そういったこともちょっと踏まえながら、皆さんが納得するようなものに少し変えようと思いますけれども。

そのほか、何かありますでしょうか。

じゃ、奥委員。

【奥委員】 すみません、今の若干、しつこいようで恐縮なんですけど、延長のお話なんですけど、13番の先ほどの観光、小林委員がおっしゃったところのちょっと連続のところ、ここの2段落目の「また、」以降のところ、どういう施策を打っていくかということを書いていただいていると思うのですが、その結果により、「来島者の利便性・快適性」というふうになっているのですが、あまり利便性・快適性には具体的にはそこまでつながらないお話かなと思っていて、どっちかというところとやっぱり宿泊施設の整備をどうしていくのかとか、あとは観光客がわかりやすいプラットフォーム、ITも含めたプラットフォームをどうつくっていくのか、二次交通をどうするのかといったようなところのほうはむしろ、そういう利便性とか快適性につながるものがあるのかなというふうに思うところがありまして、そういう意味で若干、内容の充実とか、内容の魅力アップとか、そういうほうなんかどちらかという感じが正直言っているところだと思っております。

私も数年前に小笠原に伺って、申し上げましたように、地元の方、受け入れる方々の期待されていることと、観光客がどういうニーズを持っているのかというのをどうつなげていくのかというのが結構、何となく課題だなという感じが。受け入れる側の方々のほうはこれ以上、そんなにどさどさ来られてもというような感じの雰囲気も私はちょっと感じたところもございましたので。やはり観光消費額というところ、観光消費単価ということなんだと思うんですけども、ここでしかないものをどうやって付加価値をつけて提供していくかということの見せ方ということによることが大切なのかなというふうにちょっと思

った次第でございます。

すみません。以上です。

【菊地会長】　　そういうことですので、少し工夫をしていただくということになるかと思えます。

【笹原振興官】　　ほかの委員の方からも同様の趣旨のことを言われたことがございましたので、表現を工夫させていただきます。ありがとうございます。

【菊地会長】　　そのほか、ないでしょうか。

多分、この開発基本方針というのは、これからこの5年間、振興のバイブルになるものですから、やはりここで、より皆さんの意見をいろいろ出していただければと思います。

じゃ、お願いします。

【大野委員】　　2点です。これは言葉の使い方です。

まず1点目、10ページの右上のあたりに片仮名英語がいっぱい登場しますが、それが正しく理解されているかどうかを確認させてください。ここに登場する「エコツアーガイド制度の推進やガイドの育成」のガイドは単なる案内人ではないことを理解されているかどうかです。ここでは、エコツーリズムを推進する際、自然環境が持つ意味を人々に楽しんでもらいながらわかりやすく伝えて理解してもらうことによって人々の環境意識を高めるというのが重要なポイントになります。したがって、この役目は英語でインタープリター、日本語で通訳と呼ぶのが適当ではないかと思えます。ただ、それを片仮名英語でインタープリターと書くと、日本語と外国語の間の通訳に誤解されそうなので、ここはガイドでいいのかなと思えます。しかし、このガイドにこのような意味があることをエコツアーガイド制度の中で確認できなければ、加筆していただきたく思えます。

2点目は、資料6-2の4ページです。「(3)世界自然遺産登録を踏まえた自然環境の保全・再生」の本文3行目から4行目に「世界的価値を有する自然環境」とあります。ここで言う世界的価値とは「地域を越えた価値」を意味するのだらうと思えますが、ここには「時代を越えた価値」という意味も含めないといけないのではないかと思えます。おそらくこれは世界遺産登録を意識されて世界的価値と書かれていると思えますので、世界遺産登録のときに求められるあの条件を用いて「顕著な普遍的価値を有する自然環境」と表現するのがよいのではないかと思えます。

以上、2点です。

【菊地会長】　　多分、これはコメントを求めるよりは、今、大野委員から言われたこと

は直せる、直せばもっといい基本方針になるだろうと思いますので、それはすぐ直せることだと思いますので、よろしく願いいたします。

そのほか、ないでしょうか。

じゃ、お願いします。

【古沢委員】 先ほどからお話が出ているように、航空路のところで、かなり今までより踏み込まれて、生活路線だということを打ち出して、ある程度明確にした上で前向きに書かれているというのは非常にわかりやすく、いいと思いました。

私も去年10月に視察でお世話になりまして、やはり想像以上に若い方がたくさんいらっしゃるって定住されているということで、空路を整えていくことは、いろいろ難しい課題はあると思いますけれども、検討すべきだというふうに思いました。

この本文の中で1点だけ、とても細かいところなんですけれども、先ほどから出ている10ページの一番上、「自然環境や戦跡等の地域資源」というところで、非常に細かいことで恐縮なんですけれども、戦跡を地域資源というふうに表現することが、捉え方によってはちょっと複雑な印象を感じるのではないかなというふうに思っていて、ちょっと地域資源と戦跡という言葉が直結しないような形で配慮した表現ができれば、そのほうがいいのかなというふうに思いました。

以上です。

【菊地会長】 これについても表現の問題ですので、いいですね、コメントは。

【笹原振興官】 工夫します。ありがとうございます。すみません。

【菊地会長】 これは前回は申すときに、私が多分、戦跡というのを入れてくださいと言った記憶があって、戦跡というのは、小笠原へ行くと今、残しておかないとやっぱりなくなってしまう。やっぱり、それを見ることによって戦争というものの、ある意味では悲惨さであるとか、戦争の負の体験みたいな、そういったものを少し伝えるということも大事だということなので、ただ、それが地域資源かどうかというのはまた別かもしれないので、それはちょっとまた工夫していただければと思います。

【小林委員】 いいですか。むしろ、それは地域資源としたほうが私はいいと思うんですね。どうしてかというと、自然環境、自然資源だけが地域の資源ではなくて、そこに住んでいる人や文化や歴史や、そこでつくられているこういうものも含めて、全てが地域資源というふうに捉えておりますので、エコツーリズムでは。

だから、この間、多分、菊地先生が自然のを中心にエコツーリズムの話をしていた

ときに、いや、戦跡も十分資源になるよねというお話をされていて、私ももっともだと思ったので。普通、一般的に小笠原を外から見ると、自然が豊富なところはすぐ浮かぶと思うんですけども、戦跡があるとか、文化とか、歴史とか、そういうところの部分に今まであまり光が当たってこなかったのですが、これからの小笠原って、おそらく、自然環境だけではない、もっと違う、文化だとか、歴史だとかこういったものでもっとたくさんの人を呼び寄せる、ポテンシャルなマーケットの開拓ができると思いますので、あえてこういうものを入れて、これが地域資源だという表記をしたほうがむしろいいというふうに思います。あとの判断はお任せいたします。

【菊地会長】 わかりました。

どうでしょうか。

【笹原振興官】 私も古沢委員と井田委員と一緒に視察に行きました。いろいろな戦跡を見て、確かに地域資源なのかもしれない、ですが、やっぱりちょっと生々しいところがまだ残っているんですね。あれが非常にセンシティブな感じは受けます。高射砲なんかも砲身が残っていたり、それを観光の人がおもしろがって見るというのはちょっと嫌だなという気はちょっとします。

【小林委員】 いいですか。

【笹原振興官】 すみません、お願いします。

【小林委員】 何か反論するようで申しわけないんですけど。だから、ここにエコツアーガイドというか、インタープリターの存在が重要になってくるという理解です。

だから、伝えずに、ただ表面を見るだけでは、戦跡って生々しいものだったり、戦争の負の遺産というイメージしかないかもしれませんが、そういう時代を経て今の小笠原があるということを訪問者に正しく伝えていただくためには、ただ見せるんじゃなくて、そこに解説を加えて、わかりやすくそれを理解してもらおうということが重要なので、さっきの大野先生がおっしゃったインタープリターという言葉が適切かどうかというのは、実際、インタープリターなんですけど、そうやって書いた瞬間に一般の方はわかりにくくなると思うので、エコツアーガイドという表記でいいと思うんですけども、その人たちが介在して地域の資源を案内することの重要性を、何とかここの中で網羅していただくことがいいかなと思います。

【笹原振興官】 文章としてどのくらいうまくできるか、わかりませんが、これ、多

分、「生かした」というのが何かあまりにも、直截的なのかもしれないので。

【小林委員】 あとはお任せします。やってください。

【古沢委員】 すみません、ちょっと言わずもなにかもしれないのですが、私も、歴史や戦跡については、ぜひ来た方にも見てもらいたいと思いますし、自然環境だけでなく硫黄島もありますし、非常に戦跡があるというのは、ある程度は行く方ならご存じじゃないかと思うんです。あくまで、ただ、資源なのかというときに、観光客を呼び込む視点だともちろんそういう見方ができるんだと思うんですけれども、ちょっとニュアンス的には私は賛否分かれる問題かなと思いました。地域資源というふうに言うのは難しいかなというふうに思ったので、意見として申し上げます。

【菊地会長】 そのほか、ありますでしょうか。

じゃ、金丸委員。

【金丸委員】 ここの中に入れられるのか入れられないか、わからないんですけれども、前々の小笠原の委員だった中央大学法学部の工藤裕子先生と今、イタリアの調査をやっているんですけれども、向こうのアグリツーリズムの調査をやっていたら、人材育成をやっているんです、事業採算性をどう合わせるかということの140時間の授業があって、そこにEUと州政府がお金を出すというやり方をやっていて、その中にはエコツーリズムも含めて農家民泊の、何人呼んで、どれくらいの客単価を上げて、地場産のものをどれだけ使ったら採算が合うかと、そこを習得しないと農家民泊の許可がおりないということになっていまして、それでその人材育成をして、そのスキルがある人に金融融資をするという制度になっていまして。

2016年から和歌山県田辺市、あそこは世界遺産をとったんですけど、2016年から人材育成を始めて、全く同じことをスタートさせて、2年間で24人のうち17人が起業したんですね。だから、ここのエコツーリズムのガイドとか、リピーターを増やすとかいうのがあるんですけど、その根本の中に新規就農も含めて教育というところを入れる必要があるんじゃないかなと。

イタリアは、日本の国土の5分の4で中山間地8割ですけれども、インバウンドは5,400万で日本の倍あるんですね。それはなぜかといったら、実はアグリツーリズムの農家民泊が、日本が2,000件なのに向こうは2万600件ある。なぜそれが増えているかといったら、実は人材育成にEUと州政府がお金を投資していて、そのスキルアップをするということをやることが政策でうたわれている。そこで地産地消をして、どういう産物

をどう使って、どう集客して、客単価はどれくらい取るかという事業計画をつくるというところまで踏み込んでやって。

これ、実は、工藤先生ともこの小笠原の会議で5年ぐらいのおつき合いなんですけれども、一緒にイタリアに行って調べて、ここまで何でできるのかってかなり突っ込んでいたら、実はノウハウの勉強のブックガイドが5部あって、それを習得、140時間しないと今、農家民泊の許可を出さないというふうになっていまして、だからレベルが高くて、海外から誘客ができるということになっているので、ここのところのガイドとかツアーとかのプラスアルファで、やっぱり人材の教育に投資するというところの項目があったほうがいいんじゃないかと思うんですね。

田辺市もそれに気づいて、今、あそこ、田辺市は、インバウンド、個人客の誘致をオーストラリアとかイギリスに営業をかけていて、観光局を自分たちで地元でつくって、代理店を一切使わなくて、人材を観光会社を自分たちで「田辺市熊野ツーリズムビューロー」と、この間、観光庁長官賞をとりましたけれども、あれは自分たちの地域で観光会社をつくって、直接ヨーロッパに営業をかけて直接とってくることで、手数料も全部地元が上がって雇用を生むということになっているんですね。それプラス泊まる客が必要だということで、2016年から市が300万かけて人材育成をやって、そこから投資をするということを始めました。

これはイタリアを去年調べて、工藤先生がしつこく質問したら、もう1回イタリアへ行ってくるというので去年行ってくださって、実はマニュアルがあったというので、それを今、翻訳してもらっているんですけども、そうしたら、ツーリズムということが実はそこまで向こうは戦略的に考えられていて、そうすると、やっぱりもうちょっと教育とか人材に投資するとかいうのが1行か何かあったほうがいいんじゃないかなというふうに思ったのですが。

以上です。

【菊地会長】 それについて事務局のほうはいかがでしょう。

【笹原振興官】 同じところの15に人材育成という項目はあるんです。小笠原では、農家民泊ってあまりない……。

【森下委員】 現状では、なかなかとは思いますが。

【金丸委員】 向こうは農家民泊も漁協も1セットになっていて、こっちが考えている農家民泊とイメージが全く違って、コンドミニアム形式なんです。だから、小笠原でこ

の間、泊まらせてもらったタイプみたいなところですね、この間、新しくできたところ、あのタイプですね。あれはやっぱり採算性とかを考えないとかなり投資額も大きいので…

【池田委員】 パットインだよね、先生。

【金丸委員】 パットインがヨーロッパタイプにすごく似ていて、投資額もすごく高いんですよ。だから、なぜそうなったかと聞いたら、やっぱり農家民泊を適当にやって倒産しちゃったところがあったりとか、それから、スキルが低くて観光客の評判を落として地域全体が落ちるということがイタリアもかなりあったらしくて、それでその事業をちゃんとできる、パットインさんもかなりすごくレベルが高い、世界的レベルの高い形ですけども、ああいうのがモデルとすれば、ああいうところをやってほしいということで、学校もインターンシップが農家民泊であったりとか、農業高校でもインターンシップがあって、事業計画をつくれる学生をつくっていくというふうになっていました。

だから、そこまで書けるかどうかは別として、ちょっとそのガイド、ツアーガイドをつくるというプラスアルファで、新規就農もそうですけれども、人材育成か何か一言入れられないかなと思ったのですが。

【笹原振興官】 人材育成については、かなり広目に書いてあるので、ピンポイントで伝わらないんですね。ちょっと表現を考えてみます。人材育成の項目は既にあるので、エコツアーガイドの人材育成ということも実際にやっていますので。ただ、先生がおっしゃるように、その辺の民泊とかになるとまだ手つかずのところがございますから、ここに少し書けるかどうか調整してみたいと思います。ありがとうございます。

【菊地会長】 どうもありがとうございます。

それでは、ちょっと時間も押してきましたので、ただいま、委員からいろいろなご意見をいただきました。こちらにつきましては、事務局ともう一度検討させていただいて、そして、ここでの審議会の議論を踏まえて多少の修正等が必要になってきます。その辺につきましては、私のほうにちょっと一任していただきまして修正するというご承願えませうでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【菊地会長】 ありがとうございます。それで修正したものについては、皆さんにまた改めてメール等で配信して、一応目を通していただくということになるかと思っております。

では、そのようにさせていただきますので、よろしくお願いたします。

続きまして、議題3の平成30年度に小笠原諸島の振興開発に関して講じた施策についての報告に移ります。まず、国土交通省と東京都から説明していただき、その後に質疑応答という形をとりたいと思います。

それでは、国土交通省から説明をお願いいたします。

**【蹴揚企画調整官】** それでは、資料7-1に基づきまして、平成30年度に講じた施策についてご説明させていただきます。

表紙から2枚おめくりいただきまして、ページ1番目、その中で1、土地の利用でございます。土地の利用につきましては、地籍調査を推進するとともに農地情報整理台帳等の活用により土地取引を活性化させるといった取組を行ってきたところでございます。

次に、2番目の道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化その他交通通信の確保の項目でございます。

(1) 港湾でございますが、図1にございますように、父島の二見港において岸壁の改良、また、母島の沖港において浚渫を行ってきたところでございます。

2ページ目でございます。(2) 航路・航空路でございます。航路につきましては、「おがさわら丸」及び「ははじま丸」については、平成28年7月に新造船が就航しておりまして、これにより小笠原村への入り込み客数というのが、足元伸びてきているという状況にございます。航空路につきましては、洲崎地区における飛行場建設に関して、基本的な構造・工法の実現性を確認していくことなどを関係者間で共有したところでございます。

申し遅れましたけれども、この資料の中で、私ども国土交通省の振興開発事業費補助金により取り組まれている部分が赤字で着色されております。その上で赤字の部分、黒字の部分、いずれもアンダーラインがついているところがございますけれども、29年度と30年度を比較した上で、30年度において修正なり新たな取組があった部分にアンダーラインがついてございます。

2ページ目に戻りまして、(3) 道路・島内交通ですけれども、道路災害防除ですとか拡幅整備、また、村道の補修工事などを実施してきたところでございます。

続きまして、3ページ目、こちらが今の道路の部分の図面になってございます。

4ページ目に移らせていただきます。(4) 情報通信でございますけれども、平成23年度からブロードバンドによるインターネット接続が実現しているところでございます。平成30年度におきましては、安定した通信サービス提供のため、定期点検や故障対応などを実施しているほか、大手電気通信事業者によるサービス提供への移行に向けた協議が村

のほうで行われているところでございます。

(5) 人の往来等に要する費用の低廉化でございます。こちらは、運航事業者等による村民割引などの運賃割引制度が導入されております。物資の流通につきましては、東京都のほうでその一部を支援しているという状況でございます。なお、「ははじま丸」に対しましては、国と都におきまして地域公共交通確保維持改善事業による支援を行っているということでございます。

続きまして、3番目の項目、地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発でございます。(1) 農業につきましては、こちらは、かんがい施設整備ですとか、アフリカマイマイの防除、ノヤギの駆除といったものを振興開発事業費補助金により実施しております。そのほか、技術指導ですとか、就農支援といった取組も行っているところでございます。

5ページ目は、かんがい施設の状況につきまして解説したものでございます。

5ページ目の右側、(2) 水産業でございます。こちらのほうは、二見漁港のほうで防波堤を新設しております。

こちらの状況につきましては、次の6ページ目のほうに、二見漁港の防波堤の新設についてのポンチ絵がございますので、ご覧いただければと思います。

続きまして、6ページ目の右側、(3) 商工業でございます。こちらにつきましては、商工会の育成及び経営指導力の向上ですとか、講演会、相談会等の取組を行ってきたところでございます。

その下、(4) 先端技術の導入及び生産性の向上でございます。こちらにつきましては、病虫害防除対策について試験研究を実施したほか、亜熱帯農業センター病虫害実験棟につきまして、仮設実験室を整備するとともに、平成30年度はその改築に向けた実施設計を行ったところでございます。

詳しくは、次の7ページのところに、図6、図7というポンチ絵がそれぞれ病虫害等防除対策と実験棟の建替えの部分についてお示ししております。

続きまして、8ページ目(5) 他産業との連携でございます。この点につきましては、水産センター及び亜熱帯農業センターを開設しているところでございますが、水産センターにおいて、観光客向けに水槽展示ですとか、高校生の実習・見学を受け入れており、また、亜熱帯農業センターでは、陸域ガイドによるツアー利用ですとか、島内保育園の野外活動への協力といったことを行ってきたところでございます。

続きまして、4番目の項目、雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進でございます。農業におきましては、認定農業者の育成、あるいは意欲ある新規就農者の確保、漁業においては、後継者の確保に努めているところでございます。主な取組といたしまして、離島漁業新規就業者特別対策交付金による支援を行ってきたところでございます。

5番目の項目、住宅及び生活環境の整備でございます。(1)住宅でございますけれども、父島及び母島、それぞれの事情に応じた対策を実施しているところでございまして、建替えのための基本設計ですとか、造成予備設計、地盤調査を実施しているところでございます。また、小笠原村全体の住宅政策のあり方につきましては、小笠原村のほうで検討を実施しているという状況でございます。

(2)簡易水道でございますけれども、父島第二原水調整池整備を実施しているほか、母島の沖村浄水場の建替えにつきまして、計画的に進捗しているという状況でございます。

こちらの水道施設の整備につきましては、次の9ページ目の図8のほうに図面がございます。

続きまして、9ページ右側の(3)生活排水処理につきましては、し尿処理場の老朽化している機械、電気設備の改良工事を実施したところでございます。

1枚おめくりいただきまして10ページ目に移ります。今のし尿処理のところですが、図9のほうでお示しさせていただいております。

右側に移りまして、(4)ごみ処理につきましては、ごみの減量化や資源の有効活用を行っているところでございます。

その下、6番目の項目、保健衛生の向上に関しましては、事業者・住民に対して受診状況の維持に努めて、健康増進の意識向上といったものを推進しているところでございます。

その下、7番目の項目、医療の確保につきましては、小笠原諸島振興開発事業としての各診療所の管理運営等の実施を行っているところでございます。

また、11ページのほうに移りますけれども、画像電送システムを活用して、島しょ地域、都庁及び都立広尾病院をインターネット回線で結ぶといった取組も行っているところでございます。

診療所運営への支援につきましては、11ページの図10でお示しさせていただいております。

次に、12ページでございます。8番目の項目、高齢者の福祉その他の福祉の増進でございます。(1)高齢者・障害者福祉、(2)児童福祉、(3)地域福祉ということで、それ

ぞれの取組を記載させていただいておりますが、このうち児童福祉の部分に関しましては、右側の図1-1にございますように、母島保育施設の建替につきまして、30年度は、母島保育園移転予定地の斜面对策工事ですとか、敷地造成工事の設計といったものを実施したところでございます。

続きまして、13ページの9番目の項目、自然環境の保全及び再生並びに公害の防止でございます。(1)自然環境の保全・再生につきまして、小笠原諸島は、平成23年6月に世界自然遺産に登録される前から、行政機関・関係団体等による自主ルールの運用や、東京都版エコツーリズムの実施といった取組を行ってきたところでございます。平成30年度におきましては、父島においてノヤギの排除の実施ですとか、外来植物等の排除、登録ガイド制度の運用といった取組を行ってきたところでございます。

右側に移りまして、(2)自然公園でございます。老朽化対策としての歩道の改修を行っております。

14ページに移らせていただきます。ただいま申し上げました自然公園の歩道の整備につきましては、図1-2のほうにお示しさせていただいております。

続きまして、14ページの右側の(3)都市公園でございます。こちらにつきましては、自然公園との連携を図りながら取組を進めているところでございまして、平成30年度におきましては、園路改修及び急傾斜地の整備を実施したところでございます。

続きまして、(4)海岸漂着物対策、また、(5)公害の防止につきましても、それぞれ取組を進めているところでございます。

15ページのほうに移っていただきまして、図1-3で、都市公園の取組の状況についてお示しさせていただいております。

続きまして、同じ15ページの10番目の項目、再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給でございます。こちらにつきましては、小笠原村の施設ですとか、小・中学校の公共施設等への太陽光発電設備の導入を進めているという状況でございます。

続きまして、11番目の項目、防災及び国土保全に係る施設の整備でございます。(1)防災対策につきましては、津波避難計画の作成状況等についての説明及び情報共有を実施しているほか、災害時における避難行動要支援者リストを作成、情報共有するなどの取組を行っているところでございます。

(2)国土保全対策につきましては、砂防、地すべり対策を実施しております。

12番目の項目、教育及び文化の振興でございます。(1)教育につきましては、父島の

小笠原小中学校の建替えに関して、31年度の事業着手に向けた総合調整を村のほうで行われているという状況でございます。

16ページ右側の(2)文化・スポーツでございます。小笠原諸島には、先ほどもご指摘がございましたが、地域性豊かな歴史・文化がございます。こうした小笠原諸島特有の歴史及び文化への関心というのが高まっている状況でございますので、それに応じた各種取組を進めているところでございまして、具体的には17ページの左上のほうにございますように、天然記念物オガサワラオオコウモリによる農産物等への食害対策を行うなどの各種取組を進めているところでございます。

13番目の項目、観光の開発でございます。(1)観光資源の開発と観光振興でございますが、平成30年度におきましては、外国人旅行者の受入体制の現状について調査を実施しているところでございます。

(2)観光業と他産業の連携強化でございます。平成30年度におきましては、小笠原諸島の関係機関において月に一度会議を開催して、最新情報の共有などを行ってきたところでございます。

14番目の項目、国内及び国外の地域との交流の促進でございますが、平成30年度におきましては、教育旅行の新規校の誘致活動を実施しているほか、友好市町村との交流を継続しているところでございます。

15番目の項目、振興開発に寄与する人材の確保及び育成でございます。基幹作物であるパッションフルーツの品質の安定化のための技術開発を行うとともに、その成果報告会などを実施しているところでございます。

18ページに移っていただきまして、16番目の項目が振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保でございます。こちらにつきましては、外来種対策事業等において村民や地元NPOとの協働による取組を実施しているところでございます。

最後、17番目の項目、帰島を希望する旧島民の帰島の促進でございます。30年度におきましても、旧島民の帰島促進のため、「小笠原諸島生活再建資金貸付」による特別の金融対策を実施したところでございます。

以上、駆け足になりましたが、資料の説明を終わらせていただきます。

**【菊地会長】** どうもありがとうございました。

続きまして、東京都から説明をお願いいたします。

【大河原課長】 それでは、続きまして、東京都からは資料7-2の目標の設定状況と進捗状況についてご説明を申し上げます。資料7-2をご用意いただければと存じます。

資料の最初に、目標人口と成果目標とございます。東京都は、法律に基づきまして小笠原諸島振興開発計画を策定してございまして、計画の策定期間が5カ年となっております。その計画期間の最終年度でございます平成30年度までの目標数値を計画の中に掲げてございます。この目標に対しまして、本日は平成30年度末時点の進捗状況をご報告させていただくということになってございます。ですので、1ページ目にあるのは、当初立てた目標値ということになってございまして、ご報告としましては2ページ目からとなりますので、2ページをご覧ください。

まず、人口でございます。平成31年3月31日現在、外国人を含まない小笠原村の人口は、父島と母島を合わせて2,589人となっております。内訳は、父島で2,131人、母島で458人となっております。平成25年度末の人口2,493人より増加していることを目標として掲げてございますが、平成27年度以降、目標を上回っているという状況となっております。

続いて、3ページをご覧ください。3ページは農業生産額でございます。こちらの実績値につきましては、平成29年度の数値が最新ということになってございますので、恐縮ですが、括弧で示させていただいております。以下、最新の数字がないものについては括弧書きをさせていただいておりますので、ご承知おきいただければと存じます。

さて、農業生産額でございますが、パッションフルーツを中心に果樹の生産が好調でございます。平成29年度の実績が1億3,287万円となっております。平成28年度以降、目標を上回っているという状況でございます。

続いて、4ページでございます。漁獲量でございますが、こちらはカジキ類、ハマダイ、マグロで全体の約70%を占めるといった状況となっております。平成29年度はカジキ類が好調でありましたが、マグロ類の漁獲量が前年に比べて減少しまして、479トンとなっております。

続いて、5ページでございます。年間入り込み客数につきましては、3万2,041人となっております。平成23年の世界自然遺産登録を機に、こちら、増加をいたしまして、平成24年度にピークを迎えました。その後、減少傾向にもございましたけれども、平成28年7月に新「おがさわら丸」が就航したという効果もございまして、再び増加に

転じているところでございます。

続いて、6ページでございます。こちらは教育旅行者数でございます。直近で実績は13件、510人となっております。こちら、平成25年の1,179人と比べると、残念ながら減少傾向にあるというところでございますが、平成25年と直近、平成30年を比較しますと、100人、200人単位で修学旅行等にいらしていた学校の方々が何校か来られなくなっているというような状況でございます。

続いて、7ページでございます。リサイクル率でございますが、39.6%となっております。いまして着実な向上を図っているところでございますが、目標値50%に対しては及んでいないという状況でございます。こちら、目標値を設定するときに、生ごみとかプラをリサイクルする中間施設の稼働をちょっと見込んで50%という数字を立てたというふうに聞いておりますが、そちらがまだ稼働に至っていないというところもございまして、残念ながら目標には達していないという状況ということでございます。

続きまして、8ページの再生可能エネルギー発電容量でございます。平成28年度に環境省の小笠原世界遺産センターに太陽光発電設備が設置されまして、それによって平成29年度以降は230.2キロワットとなっております。

最後に、9ページをご覧ください。総所得金額についてでございます。こちらは平成21年度から25年度までの平均を100とした場合の指数でカウントしてございまして、109.5というところで、平成27年度以降は目標値を上回っているという状況でございます。

大変簡単ではございますが、東京都からのご報告は以上でございます。

**【菊地会長】** どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの国土交通省と東京都からの説明に対してご質問等がありましたらお願いいたします。

**【井田委員】** 井田です。

昨年10月に小笠原を視察させていただきました。改めて片道24時間、この船で行くということを見せてもらって、ここにしかない時間ですとか自然の流れと、この船旅の時間も含めて、旅行としてはほんとうに魅力的だなと感じる一方で、やっぱり生活路としての飛行機、空路の確保はとても重要だということを感じました。

その中でやっぱり医療の確保というところが一番気がかりで、今の資料7-1のところ

の11ページで救急搬送で、救急の場合には硫黄島を利用して9時間ぐらいで医療の確保ができるというお話を聞きましたけれども、緊急時に子供だったりとか高齢の親を抱えていたりというところ、この時間がかかるというところの中で、やっぱり定住するとなるとすごく不安が残ります。

ただ、すぐ空路ができるわけではないので、今の状況でしっかりとした医療を確保しなければならないと思うんですけども、この画像電送システム、インターネット回線というものが始まったということが書かれていて、先ほどの基本方針の中のところでも8ページで赤線で「画像電送システムの活用等により」というのをすごく強調されていたのですが、今の空路がない状態で、これがどれほど有効で、これぐらいの医療で十分なのかということをお伺いしたいのと。

もう一つは、視察している中で結構、保育園だとか、学校だとか、民家の裏がすぐ急斜面であるという場所がすごくたくさんあって、何か勢力の強い台風が襲来したときに土砂崩れだったり、緊急の災害時に緊急の医療が急に必要になったときに、今の状態でできることというのはどういうところまでなのかということ。あと、ハード面で、裏山、すぐ保育園の裏にあるような裏山の土砂崩れに対しての対策というのがどの程度を見込んで行われているのかということをお伺いしたいと思いました。

**【菊地会長】** 国交省のほうで、いかがでしょうか。

**【笹原振興官】** 遠隔の医療として、画像電送システムというのが使えるんじゃないかということで、基本方針に記載しています。ただ、今の現場で使えるのは、画像を見て診断をしてもらうところまでですね。最先端のやつだと、テレビを見ながら機械が手術するようなものもありますけど、そういうのは実装はまだみたいで、5年の基本方針にあまり不確定なことも書けないところもあったので、抑え目な表現にさせていただいているというのが画像電送システムのところです。

**【井田委員】** そうすると、基本方針のほうでも赤字で結構強調されていたけれども、それはこのまま、わりと、ああ、医療ってこうなったんだと思ったんですけど、そんなに期待ができないとなると、これをこのまま残すことによって、ちょっと期待してしまうところがあるんですけど、それは大丈夫なんですか。

**【笹原振興官】** 画像の処理までは確実にできるのですが、今後5年間、もしかしたらもうちょっと行けるかなと期待しております。今、何かとか、確実にと言われるとそういうお答えになってしまうというところです。

幼稚園のところの裏山、父島の幼稚園の裏の崖のところ、父島の幼稚園を何か少し建てかえるという話が……。

【森下委員】 小中学校の後は父島の保育園という。

【笹原振興官】 そういうふうには順番に手は打っていて、我々も補助金等で、少しずつですが、お手伝いをさせていただいています。

【井田委員】 移転をするということですか、それとも柵を立てたりというハードな対策をするということですか。

【森下委員】 場所は、これ、確定ではありませんけど、なかなか場所がないので、あのあたりだと思いますし、後ろのあれは……。近年、土砂災害については大変、伊豆大島、東京都でいいますと伊豆大島が離島では大きなことがありまして、広島の方でもありましたけれども、東京都の土砂災害危険区域というのがきちっと指定されておりまして、そこにかかるものについては全くだめだ、我々、通常レッドと言っていますけど、それ以外、イエローと、何とか手だてをすれば大丈夫なところで。

あの保育園の後ろに関しては、一部イエローみたいなところはありますけど、現状、建て方で工夫すれば大丈夫な。あそこは実は、あの斜面が津波対策の遊歩道と津波対策避難路ですね、逃げる、高台に行くという、避難路として整備をしまして、園児が、津波があったというときには高台に移っていくと。その高台のあたりにちょうど今度、東京都が今、計画をしているのですが、津波対策の防災の避難道路、都道ができる予定でございます。行く行くはそちらのほうまで逃げられるようにしていくというようなところなんです。現況、例えばあそこに建てかえるにしても、大きな危険とかということについては回避できる形で建てかえができると思っております。

ほかにもいろいろ、そういうところは指定を細かく東京都さんからされましたので、その対策を打ちながら、我々、物をつくる、建てるにしてもやるんですけども、そういうところで大変、利用できる土地がほんとうに少ない、制約をいろいろな意味で受けているというのが現状です。

それから、医療、画像電送なんですけど、これはもう我々も大変期待をしております。光ケーブルを島に敷いていただくことが決まったときに、その大きな我々の期待の一つが、画像転送によって東京の病院と現地の診療所といろいろ相談しながら何かできるのではないかなというようなことは当然のことながら考えておりました。これは基本方針の中に入れていただく。我々、今一生懸命、都立広尾病院とか、うちの診療所とかで講習をして何と

かできることはないかというのをやっておりますし、父島、母島におきましても、輸血が今、可能なような、赤十字の協力を得て、そういうことが可能になりましたので、今まで手術というものは現地では行わなかったんですけど、これが機能するようになれば手術もできるのではないかということで、急患搬送に頼っていたものが一部でも何とかならないかなと希望を持っているのですが、現実的にはまだもう少し時間がかかるということだと思います。

【池田委員】 あと、ドクターのストレスが違うと。

【森下委員】 そうですね。やっぱり空路が開設されますと、今度はドクターに内地から来ていただくということも可能になりますので、それから、今の電送のことで、地元ドクターがアドバイスを外から受けられますので、相当負荷が変わってくるというふうに思います。

【井田委員】 ありがとうございます。

【菊地会長】 どうもありがとうございました。

そのほか、何かご質問等ありますでしょうか。

それでは、もしご質問、ご意見等がありましたら事務局までお申しつけくださればと思います。

それでは、議題4のその他に移りますが、事務局で用意したものは何かありますでしょうか。

【徳田補佐】 特にございません。

【菊地会長】 委員の皆様から、この際、何かございますでしょうか。

それでは、以上で本日の議事を終わりたいと思います。進行を事務局のほうにお返しします。

【徳田補佐】 菊地会長、ありがとうございました。

閉会に当たりまして、国土交通省国土政策局長の麦島から挨拶をさせていただきたいと思っております。

【麦島局長】 先生方には、今日はお忙しい中、お集まりいただきまして、大変熱心にご討議を賜りましてほんとうにありがとうございます。

5年ごとに法律を延長しながら振興策を打たせていただいております。ちょうど昨年度末で切れましたので、国会でご審議いただいて法律を延長し、また新しい5カ年の取り組みのスタートになったところでございます。ちょうど令和の時代に入りまして、我々も新

たな気持ちで東京都さん、小笠原村さんと一緒になって必要な取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

今日は、基本方針につきましてほんとうにご熱心なご討議をいただき、いろいろなご意見を賜りました。文章上、調整すべきところはまた会長とご相談しながら、直せるところを直したいと思いますが、どうしても文章でございますので、なかなか意が尽くせない部分があるかと思えます。要は、今日いただいたご意見等々はきっちりちゃんと頭に置いて、何をやっていくかということが大事かと思っております。

例えば航空路のご議論も今日いただきましたけれども、航空路に関しましては、慎重な検討が必要な部分、課題がたくさんあるわけでございますが、これまで東京都さんと小笠原村さんでやられていた航空路の協議会につきまして、3月末から私ども国土政策局も、この小笠原に対しての地域振興、また生活環境整備、防災も含めましてそれを担わせていただいておりますので、私もメンバーに入れていただいて、その中で情報共有なりをしながら必要な取り組みを進めたいというふうに思っております、いずれにしましても、今日いただいたいろいろなご指摘はちゃんと頭に置きながら、今後必要な取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

新しいスタートを切りましたので、また引き続きましていろいろご指導、ご協力を賜ればと思っております。本日はほんとうにありがとうございました。

【徳田補佐】 それでは、以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきたいと思えます。どうも本日はありがとうございました。

— 了 —